

タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金交付要綱

(通則)

第1条 タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）は、燃油価格の高騰の影響を受けながらも、県民生活や経済活動を支える重要な社会インフラとして運行を継続しているタクシー事業者を対象に、燃料費上昇分に相当する額を支援金として交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(支援金の交付の対象となる者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下、「交付対象者」という。）は、愛知県内に営業所を置く道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者とする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者となることができない。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(支援金の交付の対象となる車両)

第4条 支援金の交付の対象となる車両（以下、「交付対象車両」という。）は、交付対象者が使用し、愛知県内に使用の本拠の位置があり、令和4年4月1日時点で国土交通省中部運輸局愛知運輸支局に一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車として届出がされているタクシー車両とする。ただし、交付申請日時点で「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」（令和2年3月31日付け国土交通省自動車局旅客課長事務連絡）による休車中の車両は除く。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、交付対象車両1台あたり27,000円とし、予算の範囲内で交付する。ただし、一般財団法人日本エネルギー研究所石油情報センターが公表するオートガス市況調査の価格（以下「価格」という。）のうち、令和4年4月から9月までの価格について、令和4年3月の価格に比べて30%以上下落した月があった場合は、27,000円に以下により算出する調整率を乗じた額とし、27,000円を上限とする（千円未満切り捨て）。なお、令和4年7月1日時点で公表されていない月の価格については、同時点で公表されている価格のうち、直近の価格を用いる。

$$\left[\text{調整率} = \text{令和4年4月から令和4年9月までの平均価格} \div \text{令和4年3月価格} \right]$$

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）にその他必要な書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。なお、交付申請は同一の事業者につき一度に限るものとする。

(交付の決定等)

第7条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地を調査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をする。

2 交付の決定通知は支援金を交付すべきものと認められた交付対象者が指定する銀行等口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を交付対象者からの請求書とみなす。

3 第1項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を交付すべきでないと認められたときは、タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条に定める実績報告は、第6条に定める交付申請をもって代えるものとする。

(決定の取り消し等)

第9条 知事は、支援金の交付をした場合において、申請内容に虚偽が認められたときその他不正の手段により支援金の交付を受けたことが判明したときは、支援金の返還を命ずることができる。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。